

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◇ 贈与した財産も相続財産に？

**Q** : 少しでも元気なうちに財産を子供に贈与しておこうと思っていますが、贈与した財産も子供の相続税の対象となると聞きました。本当でしょうか。

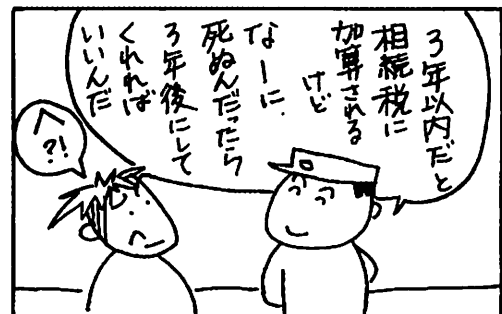
**A** : 相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産は、相続財産に加算されます。

### 【解説】

相続や遺贈により財産を取得した者が、相続開始前3年以内に被相続人から贈与により取得した財産は、その者の相続財産にプラスして、相続税の計算をすることになっています。生前に贈与されたものですから、相続の時点では被相続人の遺産ではありませんが、その贈与が3年以内に行われたものであれば、あらためて相続税が課税されるわけです。

相続税は、本来、遺産の無償取得に対し課税しようとするものですから、相続・贈与の区分なく、一生を通じて無償取得したすべてを合計して、課税すべきともいえますが、一生累計課税は、税務執行面からも、納税者にとっても、記録の保存など困難な点が多いため、相続税と贈与税の2本建て体系を原則としつつ、前3年以内贈与について、相続税の課税対象としています。

この場合、贈与税の基礎控除額の60万円以下の贈与であっても加算されますが、贈与税の配偶者控除の適用を受けた財産や、生活費や教育費などのいわゆる非課税財産は加算の必要はありません。



KIMIYO-I